

## 資料特別利用許可申請について

(写真原板の借用・資料の熟覧(閲覧)・撮影・模写等の申し込み)

- 1 さきたま史跡の博物館の館蔵資料や埼玉県文化財収蔵施設で保管する県教育委員会で保管する埋蔵文化財(発掘調査による出土資料)の利用を希望される場合は、当館に資料の有無や利用の可否を確認のうえ、資料特別利用申請書(様式1号:当館ホームページ「メニュー」→「申請書等」でダウンロード可能)を切手を貼った返信用封筒を添えてご提出ください。

審査後許可書を発行してからの利用となります。

確認・提出先 さきたま史跡の博物館資料・展示担当

電話・ファックス:0493-81-3516

〒369-0108 埼玉県熊谷市船木台4-4-1(埼玉県文化財収蔵施設内)

- 2 原則として、さきたま史跡の博物館館有資料の利用には料金が必要です。

熟覧(閲覧)	1点1日につき1,230円	模写・模造	1点1日につき2,460円
撮 影	1点1日につき4,110円	原板使用	1点1日につき3,080円

(国・県・市町村主催の文化・教育関係事業に利用する場合は免除。)

- 3 申請書が到着してから許可書を発行するまでに有料の場合約7日程度かかります。
- 4 申請書には印鑑(法人の場合は代表者名の公印)を押してご提出ください。
- 5 「利用日時」は予定日・期間を記入してください。写真原板の利用は編集作業に使用する大まかな日時を記入してください。
- 6 「利用目的」が印刷物の場合はどのような形で掲載するのかを明記するとともに、企画書または趣旨書、要項等(写しで可)を添付してください。

例:〇〇〇社発行『書籍名』(発行予定年月)へ写真掲載する。

- 7 写真原板の使用については原則として電子データで提供しますので、申請者の覧に電子メールのあて先を併記してください。(フィルム原板の貸し出しも対応いたします。)

以上、ご不明の点は上記、資料・展示担当にお問い合わせください。